

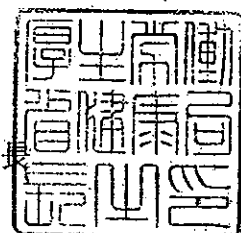
別添



健 発 第 1203003 号
平成 19 年 12 月 3 日

文部科学省高等教育局長 殿
文部科学省研究振興局長 殿

厚生労働省健康局長



特定病原体等の適正な取り扱いについて（周知依頼）

平素より病原体等の適切な管理について、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、病原体を取り扱う施設において十分な感染防止策を実施せずに病原体を取り扱っていた旨の報道が行われました。病原体の取り扱いは、その病原体の種類に応じて安全機器の整備、適切な取り扱い等による感染防止策を講じる必要がありますが、今回の事例では、病原性等に関して十分に把握しない病原体を受託し、取り扱っていたことなど病原体の取り扱いに不適切と考えられる点があったと認められました。

病原体等の取り扱いについては、本年6月1日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、特定病原体等の所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を講ずることにより、病原体等の適正管理を確立し、感染症の発生の予防及びまん延の防止に資することとしたところです。本制度については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成19年6月1日付け健発第0601001号厚生労働省健康局長通知）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について」（平成19年6月1日付け健発第0601002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）並びに事業者向けの説明会などを通して、周知を図ってきたところですが、今般の事例を踏まえ、特定病原体等の適正な管理体制の確保について改めて関係機関等へ周知していただくよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、四種病原体等の所持に関しては、届出等の手続きは不要ですが、事故等による人為的な感染症の発生による健康被害を防止する観点から、病原体等の取り扱い等について感染症法に定める基準が適用されることから、当該基準の遵守について関係機関等への周知を重ねてお願い申し上げます。